

速



北陸中日新聞

報

志賀2号機運転認める



北陸電力の志賀原発2号機(左)。右は1号機＝石川県志賀町で、本社ヘリ「あさづる」から

高裁支部「耐震性は妥当」

差し止め訴訟 住民側逆転敗訴

北陸電力志賀原子力発電所2号機(石川県志賀町)の耐震性に不備があるなどとして、周辺住民らが北陸電力(富山市)に運転の差し止めを求めた訴訟の控訴審判決が十八日、名古屋高裁金

沢支部であった。渡辺修明裁判長は原子炉の耐震性を妥当と判断、運転差し止めを命じた一審金沢地裁判決を取り消し、住民側逆転敗訴の判決を言い渡した。

一審判決後の二〇〇六年九月に改定された国の耐震指針(新指針)に沿って補強した原発に対し、司法がどう判断するか注目されていた。

〇六年三月の一審判決は「地震による重大事故で、住民に被ばくの恐れがある」と、商業用原発で初めて運転差し止めを命じた。